

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

2021 年度事業報告書

2021 年 1 月 1 日～2021 年 12 月 31 日

以下のとおり事業を実施したので、ここに報告します。

1. 事業の実績

- a) 今年度事業の特色は、新型コロナウイルスの感染拡大が国内全域を取り巻く状況下において、これを自然災害として位置づけ支援事業を実施したこと、並びに休眠預金事業の活用を通じた事業の事務局を担ったことなどがあります。
- b) 主な点では、岩手県、宮城県を対象とする休眠預金制度を用いた支援の助成事業の事務局業務の完了、47 都道府県を対象にした「47 都道府県『新型コロナウイルス対策』地元基金」の事業の継続です。
- c) 従来との継続事業では、地域の課題を市民と連携・協働のうえ、地元新聞社との連携を通じて、課題の可視化や共有を図り、寄付をつのり、地域の課題解決を推進する取組み等も宮城県・福島県においても実現しました。また、現下の状況下においても遺贈寄付にかかる相談も届き、引き続き地元地域に必要な資源をつなげる役割を果たしたいと考えています。

2. 支援事業

- a) 休眠預金事業：
  - 1) 休眠預金・新型コロナウイルス対応緊急支援助成
    - 概略：資金分配団体として、「岩手・宮城両県の社会的孤立防止支援事業」としてコロナ禍において影響を受けている個人を支援している非営利組織への助成事業として、報告書の受領と内容確認を行いました。
    - 2021 年 8 月で完了
  - 2) 休眠預金・通常枠 防災減災
    - 概略：資金分配団体として、3.11 からの教訓をもとに今後激甚災害の発生が想定される地域、並びに近年の豪雨災害が継続する地域を主な対象に、防災・減災にかかる女性のリーダー育成を通じた地域づくりの支援を行う事業を提案しました。
    - 2021 年 11 月末に申請書を提出済み
- b) 47 都道府県『新型コロナウイルス対策』地元基金
  - 1) 概略：新型コロナウイルスにかかる影響を自然災害ととらえ、国内全域において支援を必要とする個人への寄付を募る事業を、一般社団法人全国コミュニティ財団協会と連携して行いました。2020 年度は寄付と資金助成を行う地域への助成を行いました。
    - 寄付金：個人・法人・328 件 20,575 万円

- 助成実施：NPO法人等を対象：1,126 万円
- 助成実施：医療機関等を対象：17,636 万円                      助成合計 18,762 万円

c) 子どものたより場応援プロジェクト（協働先：宮城県、河北新報社）

- 1) 概略：宮城県の未来を担う子どもたちを支える目的で、企業から拠出される資金および新聞広告に賛同した個人・法人からの寄付金を原資に、県内の子どもの貧困や困難な状況と、子どもたちを支える活動に資金助成を実施します。
- 2) 今期：本年は第 6 年目の事業として、県内に本拠地をおき、県内を活動対象地域としているグループ・団体等を対象に資金助成を行いました。
  - 2021 年 11 月 26 日まで公募を行ったものの件数が満たなかったため 2 次公募を実施し、2022 年 2 月に助成決定をしています。
  - 事業期間は 2022 年 1 月 1 日～2020 年 3 月 31 日です。

d) 「ふくしまっこ・つながるこども食堂応援」助成事業（協働先：ふくしまこども食堂ネットワーク、福島民友新聞社）

- 1) 概略：福島県の未来を担う子どもたちを支える目的で、2 か年事業の 2 年目として、個人・企業から拠出される資金および新聞広告に賛同した個人・法人からの寄付金を原資に、県内の子ども食堂にかかわる活動に資金助成を実施しました。
- 2) 今期：本年は第 2 期目の事業の報告書を受領する事務を実施しました。

e) 東まつしまサポートファンド

- 1) 概略：東松島市において、東松島復興協議会が拠出する資金を原資に、地域の活性化と暮らしの質の向上を目指す活動を支援する事業 を実施しています。
  - 今年度は、財源の積み増しをめざし助成を実施せず、次年度に行うこととしました。

f) 受託事業

- 1) 社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団
  - 概略：岩手県陸前高田市において、新規の財団創設にむけて、どのような財団が地域に必要であるか、調査・組織の設立にかかる相談を有償で行いました。

g) 他機関との連携

- 1) 地元新聞社と連携をした地域課題の可視化
  - 河北新報社：子どものたより場事業
    - ✓ 実施：河北新報社・宮城県・弊財団
    - ✓ 概略：いわゆる企画広告として、地元企業等への協賛依頼をし、15 段の全面広告を 5 回掲載し、地域課題の可視化と共に寄付の依頼を実施。受領した寄付金は、別途のように助成事業として資金提供を図る。

✓ 今期：全5回の掲載、並びに寄付集めを実施した。

2) 一般社団法人 全国コミュニティ財団協会

➤ 概略：全国コミュニティ財団協会は、コミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的として設立をしたコミュニティ財団の全国組織です。当財団は、本協会の加盟・正会員団体であり、また当財団の専務理事・事務局長が本協会の副会長（非常勤）を務めています。

3) 一般財団法人 非営利組織評価センター

➤ 非営利組織評価センターは、以下の目的で2016年4月1日に設立された団体です。  
➤ 民間公益団体および民間公益団体が実施する公益活動に関する情報公開の推進や評価・認証を行うことで、民間公益団体の組織基盤の強化や透明性の向上による適切な事業の運営を促進することが目標です。  
➤ 今期：弊財団の専務理事・事務局長を理事（非常勤）として派遣しています。

4) 全国レガシーギフト協会

➤ 遺贈寄付が、本人の望む最適な形で実現し、寄付した財産が、地域の未来資産となり世代を超えて継承される社会を実現するために、全国的な仕組みとして全国レガシーギフト協会が2016年11月に設立されました。しかしながら、財産所有者が遺贈寄付などの社会貢献に関心を持ったとしても、使い道が明確な寄付先や信頼できる相談先がなかったり、具体的な方法がわからないために、寄付に踏み出せないという状況もあります。  
➤ 今期：遺贈寄付に関する相談窓口を当財団内に設置しており、本年も遺贈寄付に関する問合せ対応を行い、当財団担当者が直接対応しました。

3. 事業の運営

a) 評議員会

1) 第1回 -- 2021年3月29日

1. 第1号議案 2020年度 事業報告及び附属明細書の承認
2. 第2号議案 2020年度 計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認
3. 第3号議案 理事の選任について

2) 第2回 -- 2021年5月24日

4. 第1号議案 定款の変更

b) 理事会

1) 第 1 回--- 2021 年 3 月 5 日

◆審議事項◆

- 第 1 号議案 2020 年度事業報告及び附属明細書の承認
- 第 2 号議案 2020 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認
- 第 3 号議案 評議員会の招集

2) 第 2 回---2021 年 4 月 4 日

◆審議事項◆

- 第 1 号議案 利益相反にかかる確認

3) 第 3 回---2021 年 4 月 20 日

◆審議事項◆

- 第 1 号議案 審査員の承認
- 第 2 号議案 評議員会の開催

4) 第 4 回--- 2021 年 5 月 31 日

◆審議事項◆

- 第 1 号議案 業務執行理事の追加選任
- 第 2 号議案 コンプライアンス担当理事の選任
- 第 3 号議案 規程の検討
- 第 4 号議案 2021 年の資金調達にかかる方向性
- 第 5 号議案 助成事業の計画・権限移譲

5) 第 5 回--- 2021 年 12 月 7 日

- 第 1 号議案 次年度の事業計画について
- 第 2 号議案 次年度の予算計画について
- 第 3 号議案 権限の委譲：子どものたより場助成事業

c) 執行役員会

1) 執行役員会は、理事会で決定された業務の執行のうち、「当財団の経営全般に関する事項」および「当財団の重要な業務執行に関する立案・承認に関する事項」を審議する機関で、当財団の理事長、副理事長、専務理事をもって構成されています。

- 第 1 回 --- 2021 年 3 月 13 日
- 第 2 回 --- 2021 年 5 月 21 日
- 第 3 回 --- 2021 年 8 月 19 日
- 第 4 回 --- 2021 年 11 月 22 日

#### 4. 事務局体制

##### (1) 組織体制

1) 期末時点で、事務局職員 4 名（内、派遣扱い 1 人）が勤務しています。

##### (2) 各事業の人員配置（2021 年 12 月末現在、事務局長を含め 4 名）

1) 助成事業・調査事業・資金調達事業担当：3 名

2) 経理・総務・創業補助金事業担当：1 名

#### 5. 財団運営活動

##### (1) 広報活動

1) ウェブサイトでの事業紹介

2) 助成事業に関する情報、当財団主催・共催イベントのご案内等を、当財団のウェブサイトに適宜掲載し、情報発信しました。

##### (2) 資金調達活動

1) 個別組織との折衝

以上

### III. 付属明細書

本事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項にて規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、付属明細書は作成しないこととします。